

2015年3月

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 役員の選任と登記

2月27日から役員変更及び会社設立の登記申請書に役員の本人確認証明書の添付が必要となりました

1. 役員の選任機関と任期

取締役会	選任対象	選任決議	最長任期
非設置会社の場合	代表取締役（任意）	株主総会普通決議、定款規定による取締役互選、定款のいずれか	※委員会設置会社以外の非公開会社の場合 10年 取締役(代表取締役含む)、 監査役、会計参与
	取締役、 監査役、会計参与、 会計監査人（任意）	株主総会普通決議	
設置会社の場合	代表取締役	取締役会決議	1年 会計監査人
	取締役、監査役 会計参与、会計監査人（任意）	株主総会普通決議	

2. 就任による変更登記必要資料

取締役会	選任対象	変更登記の必要書類				
		本人確認 証明書	選任機関 議事録	登記申請書	就任承諾書	印鑑証明書
非設置会社の場合	取締役	×	○	○	○	○ (各取締役分)
	監査役、会計参与、 会計監査人	○	○	○	○	×
設置会社の場合	代表取締役	×	○	○	○	○ (代表取締役分)
	取締役、監査役、 会計参与、会計監査人	○	○	○	○	×

本人確認証明書の添付を要する場合には、選任機関議事録又は就任承諾書に役員の住所の記載を要します。本人確認証明書は、住民票の写し、戸籍の附表又は住基カード・運転免許証のコピー（※裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して署名又は記名押印したもの）となります。また、「再任」の場合には、本人確認証明書及び就任承諾書への印鑑証明書の添付は不要です

お見逃しなく！

①株式会社に限らず、一般・公益社団法人，一般・公益財団法人，投資法人及び特定目的会社の役員等についても同様の取扱いとなります

②代表取締役（登記所に印鑑を提出している者に限り）が辞任する場合には、辞任届に加えて、辞任届に押印した印鑑について市区町村発行の印鑑証明書の添付が必要となります（代表取締役が届け出している会社実印を押印する場合は除きます）